

平成 28 年 12 月

新規ご入会をご検討中の個人の皆様

一般社団法人日本国際知的財産保護協会 事務局

(ご案内) 新規ご入会個人会員への会費減額の適用について

当協会では、平成 29 年 4 月 1 日から新たな会費制度が始まります。それに伴い、上記以降に新たにご入会される個人会員の方々に対する国内会費及び国際会費に関する減額制度を下記の通り導入することにいたしましたので、ご案内申し上げます。

減額対象:平成 29 年 4 月 1 日に新たに当協会の会員登録をされた個人会員の方(再入会の方については対象外)

減額額:平成 29 年及び平成 30 年の国内会費及び国際会費の金額が 50%減額

1 年目 (平成 29 年) の国内会費及び国際会費の額*

入会金: 無料

国内会費: 26,200 円 (通常) → **13,100 円 (50%減額)**

国際会費: 120 スイスフラン** (通常) → **60 スイスフラン (50%減額)**

*なお、平成 30 年から会員年度の期間が現在の 4 月 1 日から翌 3 月 31 日の 1 年間より 1 月 1 日から 12 月 31 日の 1 年間へと変更になるため、平成 29 年に関しましては、1 年分ではなく 9 か月分の国内会費及び国際会費となります。

2 年目 (平成 30 年) の国内会費及び国際会費の額

国内会費: 35,000 円 (通常) → **17,500 円 (50%減額)**

国際会費: 160 スイスフラン** (通常) → **80 スイスフラン (50%減額)**

3 年目 (平成 31 年) 以降の国内会費及び国際会費の額

国内会費: 35,000 円 (通常)

国際会費: 160 スイスフラン** (通常)

**国際会費は、本部規定に従うとともに、日本円での会費額は、会費徴収時の為替レート (平成 28 年度の換算レートは、1 スイスフラン=117.75 円) により変動いたします。

なお、下記の方につきましては3年目以降の国内会費及び国際会費につきましても50%の減額が引き続き適用されますので併せてご案内申し上げます。

1. 満36歳未満／2. 常勤の教員、研究者、学生／3. 常勤判事
4. 知財庁職員

何かご不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。

是非ともこの機会に当協会への新規ご入会をご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。

(お問い合わせ先)

一般社団法人日本国際知的財産保護協会

(AIPPI・JAPAN) 総務部

TEL : 03-3591-5301

FAX : 03-3591-1510

E-mail : japan@aippi.or.jp

(参 考)

(入会金及び会費規程（平成 29 年 4 月 1 日施行） 別表)

1. 入会金

(1) 正会員

1) 個人 0 円

2) 営利法人、一般法人、任意団体 0 円

3) その他 0 円

(2) 賛助会員 0 円

2. 会費

(1) 正会員

ア. 国内会費

1) 個人 35,000 円

なお、以下の場合、50%減額する。ただし、重畳適用はしない。

a. 入会年度及びその翌年度

(ただし、再入会の場合は適用しない。)

b. 満 36 歳未満

c. 常勤の教員、研究者、学生

d. 常勤判事

e. 知財庁職員

2) 営利法人、一般法人、任意団体

a. 資本金 5 億円を超える営利法人 110,000 円

b. 資本金 5 億円以下の営利法人、
一般法人、任意団体 70,000 円

3) 公益法人、特殊法人等、独立行政法人、
地方公共団体、大学 50,000 円

イ. 国際会費

本部の規定にしたがう

(2) 賛助会員

一口 50,000 円

(ご送付日) 平成 年 月 日

一般社団法人日本国際知的財産保護協会 殿

入 会 申 込 書

貴会の趣旨に賛同し個人会員として 平成 年 月より入会を申込みます。

ふりがな

氏 名 印

生年月日 (西暦) 年 月 日生 (歳)

資 格

ふりがな

ご勤務先

〒

ふりがな

ご勤務地
所在地

TEL :

FAX :

e-mail :

減額対象者 (該当する項目に☑を入れて下さい。)

- 新規入会 (再入会者は除く)
- 満 36 歳未満 常勤の教員、研究者、学生 (在勤・在学証明書添付)
- 常勤判事 知財庁職員

(ご入会の理由 複数回答可)

- ① AIPPI 国際総会等、参加希望 ② 海外諸団体との交流
- ③ 判例研究会・セミナーの参加 ④ 会報誌「A.I.P.P.I.」の購読
- ⑤ その他 (①～④以外の理由をご記入下さい。)